

体験活動の推進に関する関連資料

1. 体験活動とは

○主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」

- ①生活・文化体験活動（野遊び、手伝い、スポーツ、部活、地域の年中行事など）
- ②自然体験活動（登山、キャンプ、ハイキング等の野外活動、星空観察など）
- ③社会体験活動（ボランティア活動、職業体験活動、インターンシップなど）

（平成25年1月21日中央教育審議会答申）

2. 関係法令等

○学校教育法（抄）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第一百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三～十 （略）

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

※ 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用。

○社会教育法（抄）

（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十三 (略)

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五～十九 (略)

学習指導要領における体験活動に関する記載

○小学校学習指導要領（平成29年3月）

※中学校学習指導要領中にも同趣旨の規定あり

第1章 総則

第1の2

学校の教育活動を進めるに当たっては、(略) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。(略)

第3の1の(5)

児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

第6の3

(道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、) (略) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。(略)

第5章 総合的な学習の時間

第3の2の(4)

自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動(中略)を積極的に取り入れること。

第6章 特別活動

第2の〔学校行事〕の2の(4)

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

【参考】小学校学習指導要領解説 特別活動(抜粋)

宿泊を伴う行事を実施する場合は、(略) 農林水産業に関わる体験活動等その地域の特色や産業等に対する理解を深める活動を取り入れることも望ましい。また、集団宿泊活動については、(略) いじめの防止や不登校児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等の高い教育効果が期待される。そこで、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間(例えば1週間(5日間)程度)にわたって行うことが望まれる。

○いじめ防止対策推進法(抄)

(平成二十五年六月二十七日法律第七十一号)

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に図らなければならない。

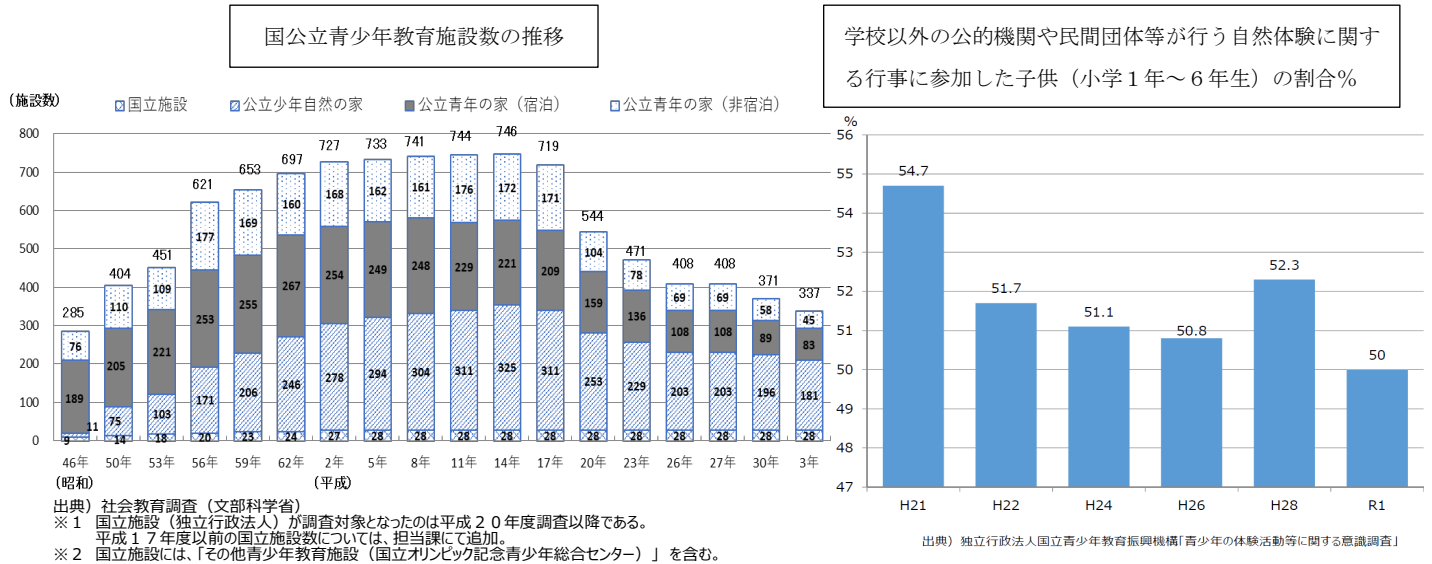
2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

3. 答申・提言等

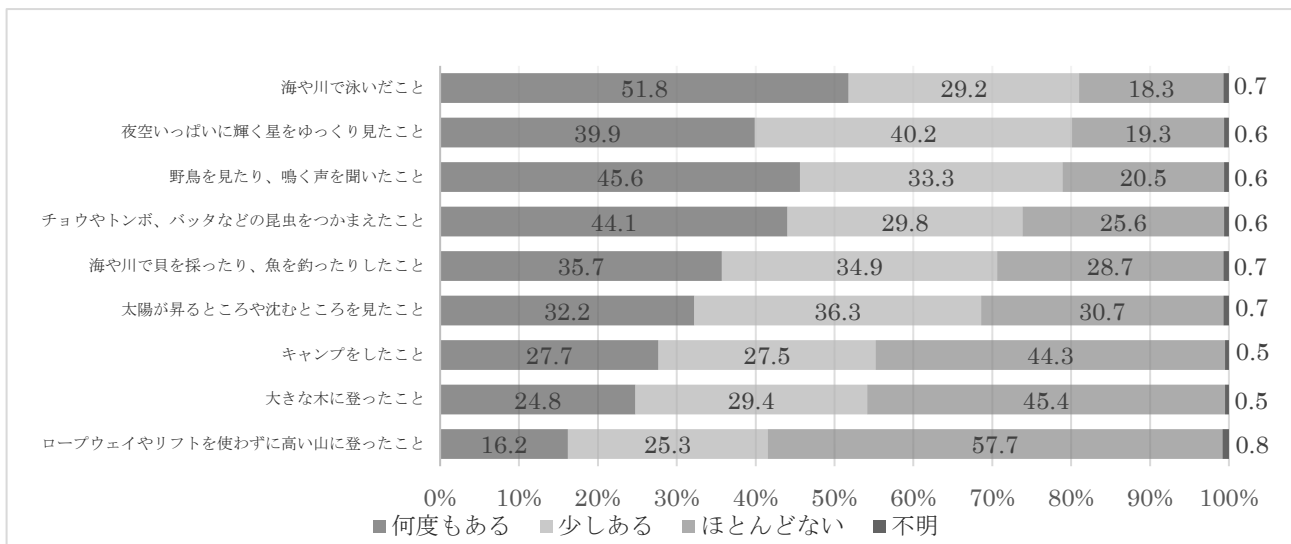
- 平成 25 年 1 月 21 日には、中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」が答申され、様々な体験の機会が減少するなど、子供たちをめぐる環境が変化し、人づくりの”原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている中、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言された。
- 平成 29 年 6 月 1 日には、教育再生実行会議より「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り開く子供を育む教育の実現に向けた、学校家庭、地域の協力の向上（第十次提言）」が提言され、子供たちの自己肯定感が低い状況の改善について、国全体で取り組むべき事項とされた。さらに、令和 3 年 6 月 3 日にも、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」が提言され、国及び地方公共団体は、探究的な学びや様々な体験活動を促進するとされた。
- 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和 4 年 5 月 10 日教育未来創造会議）において、「初等中等教育段階から、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や、STEAM 教育、ものづくり教育、気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育、自然への興味関心を育む体験活動などの充実を図る」と明記された。
- 令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2022」において、「学びの基盤的な環境整備を進める。非認知能力の育成に向け、幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上、豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験や読書活動を推進する。」と明記された。
- 令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、「非認知能力の向上のため、2022 年度を「体験活動推進元年」として普及・啓発や青少年のリアルな体験活動を支援する。」と明記された。

4. 体験活動の現状・効果

- 我が国の青少年の体験活動を支えてきた青少年教育施設の数急速に減少しており、自然体験に関する行事に参加した子供の割合は50%程度に留まっている。
- 「高い山に登る」「キャンプをする」などの自然体験について、「ほとんどしたことがない」子供の割合が依然として高いなどの現状があり、青少年の健全育成に不可欠な体験活動の機会を組織的・計画的に提供し、体験活動の充実を図っていく必要がある。



青少年の自然体験活動の実態



※調査主体・調査実施機関：(独)国立青少年教育振興機構(令和3年3月)

調査対象：全国の公立小学校1年生・2年生・3年生の保護者

全国の公立小学校4年生・5年生・6年生とその保護者

全国の公立中学校2年生、全国の公立全日制高等学校2年生

抽出方法：全国の都市規模、学校規模に基づき統計的手法を用いて、偏りがないよう対象校を抽出

回答者数：小学校4年生 ... 2, 161人(85校)、小学校5年生 ... 2, 173人(87校)

小学校6年生 ... 2, 091人(81校)、中学校2年生 ... 3, 691人(119校)

高校2年生 ... 4, 361人(125校)